

(特活) アジア・コミュニティ・センター21

賛助会員に係わる規定

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人アジア・コミュニティ・センター21(以下、ACC21)定款第2章第6条(会員の種別)および第7条第4項により設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、本法人の事業活動の推進に資することを目的とします。

(賛助会員の資格)

第2条 本法人の目的に賛同し、本法人の活動を資金で賛助する個人および団体(非営利団体、企業)を賛助会員とします。

(賛助会員の入会)

第3条 賛助会員は、別紙1「賛助会員(個人)入会申込書」または別紙2「賛助会員(団体)入会申込書」に所要事項を記入のうえ提出し、会費を支払うことにより入会するものとします。

(賛助会費の納入)

第4条 賛助会費は、次の年会費を納入するものとします。

- (1) 賛助会員(個人) 1口 5,000円とし、1口以上
- (2) 賛助会員(団体) 1口 50,000円とし、1口以上

2 賛助会員は、ACC21定款第51条に定める事業年度(4月1日から翌年3月31日)ごとに1口以上の賛助会費を納入するものとします。会員の有効期間は、入会月から1年間とし、その後継続するものとします。更新の際に、年会費のご納入が入会月とは別の月となった場合でも、入会日より1年間が会員としての有効期間となります。

3 ACC21定款第12条(抛出金品の不返還)により、既納の会費は返還しません。

(賛助会員の退会)

第5条 賛助会員は、死亡、解散、破産、除名または届出により退会するものとします。この場合、事務局に退会の旨を書面または電磁的方法により通知することにより、退会するものとします。また有効期間終了後1年以上賛助会費が未払いのときは、退会したものとして取り扱います。

(賛助会員の資格の継続)

第6条 会員期限の2ヶ月前までに退会の届出がない場合は、翌年度についても賛助会員として継続するものとします。

(賛助会員の特典)

第7条 賛助会員は、次のサービスを受けられます。

- (1) 本法人が主催する各種催しへの参加
- (2) 本法人に係るアジアの事業現場からの情報の提供
- (3) 国際協力に関する情報の提供、参加についての助言
- (4) アジアでの社会貢献活動に関する情報の提供、助言

(除名)

第8条 本法人は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができるものとします。

- (1) 本法人の事業を妨げ、または妨げようとした賛助会員
- (2) 故意又は重大な過失により、本法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をした賛助会員
- (3) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員

(その他)

第9条 賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定します。

附則

この規定は、2012年4月20日より適用します。